

駐車禁止除外指定車標章の交付対象の変更にもない 対象外となった障害範囲の見直しを求める署名 実施要綱

1. 目的

道路交通法施行細則（北海道公安委員会規則）の一部改正により、平成19年9月14日から障害者への駐車禁止除外指定車標章の交付対象などが変わりました。

その改正内容では、交付対象の障害の範囲が見直され、その結果、これまで交付対象であった歩行及び移動することが困難な障害者が対象外になりました。（*参照）

これは、こうした障害者の生活実態や積雪寒冷及び広域といった北海道の地域性が考慮されているとはいえません。

今回の署名活動は、こうした見直し内容の再考を促し、制度の対象外となった障害者への交付が再度認められることを目的に実施します。

2. 実施期間：2008年5月25日（日）～8月25日（月）

3. 署名用紙：別添のとおり

4. 実施主体及び問い合わせ先

（1）社団法人 北海道身体障害者福祉協会

〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目 かでる2.7

TEL：011-251-1551 FAX：011-251-0858 Mail：do.sinky4@mocha.ocn.ne.jp

（2）社団法人 札幌市身体障害者福祉協会

〒063-0802 札幌市西区二十四軒2条6丁目 札幌市身体障害者福祉センター

TEL：011-641-8853 FAX：011-641-8966 Mail：sasshinkyo@alpha.ocn.ne.jp

（3）特定非営利活動法人 札幌市肢体障害者協会

〒063-0802 札幌市西区二十四軒2条6丁目 札幌市身体障害者福祉センター

TEL：011-641-2122 FAX：011-641-2122

Mail：sup.npo.shisyokyo@wish.ocn.ne.jp

（4）北のポリオの会

〒002-8062 札幌市北区拓北2条3丁目 今田宅 TEL&FAX：011-773-5893

（5）DPI 北海道ブロック会議

〒062-0008 札幌市豊平区美園8条1丁目3-23 コーポリボンハウス

TEL：011-842-9337 FAX：011-842-9330 Mail：info_hokkaido@dpi-japan.org

* 参考 今回の改正により対象外となる人

平衡機能障害の4級、5級の人

下肢障害の3級の2の人（内容：一下肢機能を大腿の2分の1以上で欠くもの）

下肢障害の3級の3の人（内容：一下肢の機能を全廃したもの）

下肢・体幹障害の4級、5級の人

乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の移動機能で3級～5級の人